

## 別表

## 母子父子寡婦福祉資金貸付一覧

令和5年4月1日現在

資金の種類	貸付対象等	貸付金額の限度	据置期間	償還期間 (据置後)	利率 ※3	
事業開始資金	母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	326万円	貸付の日から 1年間	据置期間 経過後 7年以内	年1.0%
		(母子・父子福祉団体)	489万円			
事業継続資金	母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	163万円	貸付日から 6か月間		
			(母子・父子福祉団体)			
修学資金 ※1	母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	高校・大学等に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	学校等種別及び学年別による貸付限度額は附表1のとおり (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中の児童に対する児童扶養手当の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算した額。	卒業後 6か月以内	20年以内 専修学校 (一般課程) 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識や技能を習得するために必要な授業料、材料等及び高等学校の修学・入学に必要な資金	月額 運転免許 (特別)一括 68,000円 460,000円 816,000円	知識技能習得 期間満了後 1年以内	20年以内	年1.0%
修業資金 ※1	母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	事業開始又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	月額 (特に必要と認めた場合) (注)修学資金同様、上記額に児童扶養手当額を加算した額。 68,000円 460,000円			
就職支度資金 ※1	母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・寡婦 ・父母のいない児童	就職するために直接必要な被服や自動車等を購入する資金	(特別分) 105,000円 340,000円	貸付の日から 1年間	6年以内	
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・寡婦	医療・介護保険の保険料自己負担分及び通院に要する交通費等に必要資金	介護分 医療分 (特に必要と認めた場合) 500,000円 340,000円 480,000円	医療・介護を受けた後 6か月以内	5年以内	
生活資金	母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 (注)母が生計の中心者でない場合、右の月額から減額された貸付限度額による。	知識技能を習得している間の生活費として	月額 141,000円	習得期間満了後 6か月以内	20年以内	年1.0%
		医療・介護を受けている間の生活費として	月額 108,000円	医療・介護を受けた後 6か月以内	5年以内	
		母子家庭等となつて間もない(7年未満)母等の生活の安定と継続を図るための生活費として ※2	月額 (注)ただし月額40,000円まで、合計960,000円を超えない範囲については無利子とする。 108,000円	貸付終了後 6か月以内	8年以内	
		失業中の生活の安定と継続を図るための生活費として	月額 108,000円		5年以内	
住宅資金	母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築するのに必要な資金	150万円 200万円	貸付けの日から 6か月間	6年以内 (特別)7年以内	
転宅資金	母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		3年以内	
就学支度資金 ※1	母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	就学・修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 (小・中学校分は経済的困窮時のみ)	学校等種別は附表2のとおり	修学又は修業終了後 6か月以内	就学 20年以内 修業 5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	配偶者のいない女子又は男子の扶養する児童が、結婚するために必要な挙式披露宴の経費及び家具等を購入する資金	310,000円	貸付けの日から 6か月間	5年以内	年1.0%

※1 修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金について、母又は、父が借りの場合はお子さん(児童又は子)が連帯借受人となり、お子さん(児童又は子)本人が借りの場合は、償還能力のある母又は父などの連帯保証人が必要です。

※2 養育費の取得に係る裁判等に要する費用が認められています。この費用に係る生活安定貸付の一括貸付は12月分(1,296,000円)を上限として行い、無利子とできる範囲は48万円が限度となります。

※3 年1.0%の利率が設定されている資金であっても、連帯保証人を設定することにより無利子で貸付を受けることができます。